

# 佐賀県神社庁報

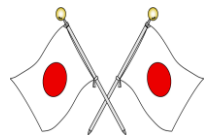
第 297 号

★発行所 佐賀県神社庁

庁長 徳久 俊彦  
佐賀市川原町八番二七号

★メールアドレス

hizen.sagaken-j-chou  
@shore.ocn.ne.jp



祝祭日には国旗を  
掲げましょう

## 第七十四回 九州地区神社庁連合会神職総会

去る五月十一日から十二日にかけて「第七十四回九州各県神社庁連合会神職総会」が実に四年ぶりとなる完全な形で長崎県神社庁当番により開催された。

十一日(木)には神道青年会九州地区協議会、九州地区神社保育関係者協議会、式内社顕彰会、神社庁長参事会等の諸会合がホテルニュー長崎にて行われ、関係者がそれぞれ出席した。

当日の午後六時から前夜懇親会、佐賀県からは約四十名が参加し、全体での参加者は三百五十名程で大いに賑わいを見せた。

翌十二日(金)早朝、九州各県神社庁長や来賓の諏訪神社正式参拝に始まり、その中で当県徳久庁長が次期当番県神

社庁長として代表の玉串拝礼を行った。

その後は午前九時三十分には神職総会が開会、開会儀礼、当番県である久田松長崎県神社庁長の挨拶、来賓の挨拶等を経て議事に入り、議事では慣例によって次期当番県が議案を提出することとなっている為、今回は佐賀県が作成した議案を村田副庁長が読み上げ上程、異議無く承認に至った。

他に宣言・決議等も承認され、次期当番県の徳久庁長が挨拶をし、次年、佐賀に御参集戴くよう呼びかけを行った。

(提出議案・宣言・決議は後掲)

その後は講演会がおこなわれ、大東文化大学教授の山口謠司先生より「日本語を作った男 上田万年とその時代」と題し約六十分に亙って、貴重な講演を戴き、二日間に亙る全ての日程を終えた。

此の度、当番県として運営をされ、大変なお世話を戴きました長崎県神社庁

関係皆様に厚く御礼を申し上げます。尚、今年七月からは九州地区の当番県が佐賀県に移り、来年五月の九連総会まで各種会合等を運営していかねければなりません。

県内神職の皆様方には、引き続き各方面において御協力を賜りまして、佐賀県で行う九連総会には多数御参加の上、運営に対しても御協力下さいます様、お願い申し上げます。

第七十五回九州各県神社庁連合会神職総会は、令和六年五月十三日(月)・十四日(火)の両日、唐津ロイヤルホテルをメイン会場にて開催の予定です。



▽神職総会における提出議案

国際法を無視した紛争に直面する現代、武力による現状変更には強く抗議するとともに、早急に皇室をいたたく日本の歴史と伝統を踏まへた自主憲法制定を関係方面に強く働きかけるやう、神社本庁に要望するの件

(提出理由)

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は、武力による一方的な現状変更を試みる侵略戦争である。その卑劣な行為が覇権主義を振りかざす為政者の思ふがままに罷り通るのであれば、同様の事案は世界各地で頻発するやうになり、斯界が目指す四海万邦の平安は一向に訪れない。

とりわけ我が国においても中国や北朝鮮による挑発行為は、日に日にその激しさを増し、その行為は正に宣戦布告に等しい。

これは一党独裁による国家の権威的主義で、国際法を無視することに何ら躊躇もない体制と、法の支配を基本原理とする民主主義体制諸国とが全く相容れるものではないことを如実に示してゐる。

台湾有事の可能性も囁かれる昨今、我

が国は、戦後占領下で成立した特殊な憲法を早急に見直し、国家防衛の備へに万全を期する必要がある。

その上で悠久の皇統を護持し、日本の精神文化を後世につなげ我が国の主権と平和を維持するため、憲法改正推進運動を加速させるやう要望するものである。

▽「宣言」

明治五年、明治天皇の思召しにより始められた神宮大麻の全国頒布は、昨年、百五十周年を迎へた。また、本年は、平成二十五年に行はれた第六十二回神宮式年遷宮より、十年といふ節目を迎へる。神宮大麻の全国頒布は、日本国民が、天照大御神の御神徳を齊しく戴き、日々の祈りに心を一つにして、秩序ある国づくりを営む道を拓いてきた。

神宮式年遷宮は、その営みの精華を、大御心を仰いで二十年毎に現はして、御神徳も新たに、天壤無窮の国柄を厳然と示してきた。

神明に奉仕する神職たる我々は、本宗と仰ぐ神宮と日本国家・国民との永く深い絆に思ひを致し、この伝統を護持すべく、神社振興に更に取り組み、神宮大麻が全国の家庭で洩れなく奉斎されるやう努めるとともに、次期第六十三回式年

遷宮が、国民の奉賛による盛儀を以て執り行はれるやう、これより、一層の力を尽くしてゆくことを、ここに誓ふ。

令和五年五月十二日

第七十四回

九州各県神社庁連合会神職総会

▽「決議」

第七十四回九州各県神社庁連合会神職総会に当たり、我々は宣言の趣旨を体し、使命の達成に努力せんことを誓ふ。

右、決議する。

令和五年五月十二日

第七十四回

九州各県神社庁連合会神職総会

【神職総会参加者】

佐賀地区第二支部南

新北神社宮司 川浪 勝英

日枝神社祢宜 日吉 照彦

海童神社祢宜 光増 隆昭

大堂神社祢宜 石丸 正和

佐賀地区第二支部北

香椎神社宮司 村田 直敏

金刀比羅神社宮司 古川 勝茂

神埼地区支部

若宮神社宮司 山邊 和之

冠者神社宮司 深堀 行則

三養基地区支部

千栗八幡宮宮司 東 正弘  
千栗八幡宮祢宜 東 孝澄  
永世神社宮司 東 辰則  
永世神社祢宜 東 辰則  
永世神社祢宜 東 辰則  
永世神社祢宜 東 辰則

祐徳稻荷神社権祢宜 前田 英明  
佐賀地区第一支部  
佐賀縣護國神社宮司 徳久 俊彦  
佐賀縣護國神社祢宜 川浪 雅英  
佐賀縣護國神社祢宜 川浪 雅英  
佐賀縣護國神社祢宜 川浪 雅英  
佐賀縣護國神社祢宜 川浪 雅英

十二日 神政連本部長・事務局長連絡  
会 於本庁

神政連国議懇談会・合同懇談  
会 於二ユーオータニ  
神政連中央委員会 本庁

小城地区支部

岡山神社宮司 栗原 潔  
熊野神社宮司 石橋 明彦  
鏡神社宮司 重藤 薫範

龍造寺八幡宮祢宜 江頭 慶宣  
掘江神社祢宜 松中朝比古  
佐嘉神社祢宜 藤田 俊介  
佐嘉神社祢宜 藤田 俊介  
佐嘉神社祢宜 藤田 俊介  
佐嘉神社祢宜 藤田 俊介

十三日 神政連中央委員会 本庁  
神社庁事務担当者会(十四  
日) 於本庁

東松浦地区東支部

唐津神社祢宜 戸川 健士  
八幡社宮司 宮崎 貞克  
宮崎 貞克

唐津神社祢宜 戸川 健士  
八幡社宮司 宮崎 貞克  
宮崎 貞克

十九日 中堅神職研修(甲)(二十  
三日) 於福岡県  
不活動神社対策会議(二十  
日) 於伊万里市

唐津市地区支部

妙見神社宮司代務者 本城 万里  
八幡社宮司 宮崎 貞克

参事 野崎 洸史  
録事 名和 長高  
録事補 田中 美香  
囑託 溝上三紀子  
囑託 川浪ゆかり

二十三日 佐賀県女子神職会総会  
於伊万里市  
二十六日 神社庁役員会  
於神社庁  
二十八日 神宮参与・評議員会(二十  
九日) 於伊勢市

東松浦地区西支部

八幡神社宮司 宮崎 浩司

宮崎 浩司

二十九日 於伊勢市

行事予定  
六月

杵島地区西支部

伊萬里神社権祢宜 加志田崇嗣  
白山神社祢宜 新久田泰史

五日 佐賀県神道青年会定例総会  
於神社庁

六月 令和五年度 九州地区神社  
庁職員事務研修会 於唐津市  
九州地区神社庁参事会

杵島地区東支部

妻山神社宮司 永代龍三郎  
妻山神社祢宜 永代 優仁  
八坂神社祢宜 溝上 良夫

八日 東松浦西支部総代会総会  
於玄海町  
九日 神社本庁財政調査委員会  
於本庁  
十一日 参議院議員福岡たかまろ君  
を励ます会 於本庁

十一日 第二回教化委員会 於神社庁  
第十二日 第三十七回神道講演全国研  
修中国大会(十四日)  
於山口県

藤津地区支部

祐徳稻荷神社宮司 鍋島 朝寿  
祐徳稻荷神社権祢宜 平野 良将

鍋島 朝寿  
平野 良将

十九日 伊萬里神社 例祭  
於山口県

**事務連絡**

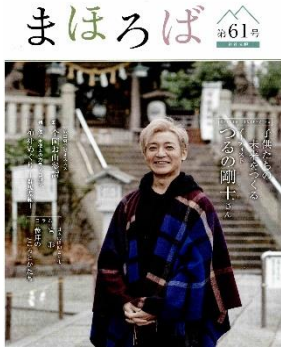
令和五年四月二十六日付広国発第五号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

**▼神社広報『まほろば』第六十一号発行の件**

標記の件、神社広報『まほろば』第六十一号が発行の運びとなりました。

つきましては、見本誌十部をお送り致しますので、貴庁及び管内神社にて幅広く御活用戴きたく、お取り計らひの程お願い申し上げます。

なほ、管内神職各位には、五月一日発行『月刊若木』第八八七号附録として神社本庁より直送致しますので、御承知置き戴きたく存じます。



また、頒布につきましては、左記の通り、神社新報社にて取扱いますので、御配慮の程お願い申し上げます。

一、体裁記

B5判、十六頁、カラー

一、有料頒布

頒布

神社庁価格 三十六円(税込)  
一般価格 三十八円(税込)

送料

何れも送料実費御負担下さい。

取扱部数

十部単位

頒布取扱

神社新報社

〒一五一―〇〇五三

東京都渋谷区代々木一―二

電話〇三―三三七九―八二二二

FAX〇三―三三七九―八二二三

以上

**▼指定団体事務連絡運営の効率化へ協力方依頼の件**

令和五年五月一日付教化発第五八号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

標記の件、令和五年四月十三日付総務発第二四号を以て神社本庁の電子決裁システム導入にあたり「神社本庁文書管理内規の一部を変更する内規」施行に伴ふ留意点について通知しました。

つきましては、指定団体についても神社本庁職員を各事務局へ派遣して事務を執行してゐることから、指定団体事務

の効率化と適切な管理運営に御協力をお願い申し上げます。

記

一、指定団体宛のファクシミリ送信について

可能な限り各指定団体専用メールアドレス宛に電子メールで送信戴き、ファクシミリの利用は抑制戴くやうお願いします。

一、個人情報保護の観点から取扱ひに慎重を期すべき指定団体宛文書について  
ファクシミリは使用せず、電子メールを用いた上でパスワードロック等を施す。

一、各指定団体の宣揚メールアドレスについて

別添メールアドレス一覧の通りとなります。

以上

令和五年五月八日付総神発第一七〇号  
神社本庁総長名・神社庁長宛

**▼神社における新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインの廃止について**

標記の感染症につきましては、五月八日に感染症法上の位置付けが五類(季節性インフルエンザと同等)に引き下げられ、感染防止の目的とした国民生活にお

ける制限が全て撤廃されました。政府は、業種別ガイドラインを廃止する方針を示してをりますので、本庁が策定・周知してきた当該ガイドラインも、同日を以て廃止することと致します。

尚、感染リスクが高いと思はれる場面(所謂「三密」)でのマスク着用などは、個人の判断に委ねられてみますが、以前として一定数の感染者が日々確認されてゐる現状も踏まへ、引き続き感染防止の観点から神社の職員に対し、多数の参拝者に対する場面(授与所等)でのマスク着用や室内の歓喜を勧奨するとともに感染が疑われる職員が出た際は簡易検査を速やかに行へるやう、抗原検査キットを常備する姿度、今後も対策を講じて戴くやう御周知願ひます。

以上

令和五年五月十日付研修発第二一五号  
神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和五年直轄研修開催の件(追加)

標記の件、別添「神社本庁総合研究所公示(追加)」の通り、神社庁雅楽指導者養成研修会を開催しますので、公示及び左記の点に留意の上、貴管内神職より参加条件等を確認され、御推薦願ひます。

記

(一) 新型コロナウイルス感染症の流行状況等によつては研修を中止する場合もありますので、予め御諒承願ひます。

(二) 入所については、入所申込書(本紙)が神社本庁に到着した時点で受付とします。事前の電話ファックス・メール等での申込みは受付けませんので、予め御承知下さい。

(三) 「神社新報」令和五年五月中発行の紙面及び『月刊若木』令和五年六月号、神職専用サイトに掲載を予定してをります。

(四) 別途、各神職養成機関宛にも参加推奨してをりますことを申し添へます。  
以上

令和五年五月十一日付  
山口県神社庁長名・佐賀県神社庁長宛

▼神職養成階位検定講習会の開催について

標記の件、別紙開催要項の通り開催致します。

つきましては、貴管下にて受講の希望者がありましたら、同封の開催要項・申込書類を恐れ入りますが、コピーしてお渡し願ひます。

貴県から受講の際は「所属神社庁長の推薦」「奉務予定神社宮司の推薦」が必

要となります。申し出のある場合は受講目的をご確認の上、よろしくお取り計らい下さいますようお願いいたします。

開催要項(抄)

一、開講階位及び期間

直階・権正階

令和五年八月十六日(水)

〳九月十二日(火)

一、会場

山口県神社庁

一、開催方法

近隣宿泊施設からの通講制

一、申込方法

五月二十二日(月)

〳六月二十日(火)

期間内必着

※詳細は神社庁にお尋ねください。

令和五年五月十六日付教化収第六五号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼「第三十七回神道講演全国研修大会・中国大会」開催にあたり参加推奨の件

標記の件、神道講演全国協議会の主管にて左記の通り開催されるにあたり、主管者より神社本庁宛に参加勧奨方依頼がありました。

つきましては、御管内神職の参加につ

き格別の御高配を賜りますやうお願い申し上げます。

尚、本研修会全日程受講者には神社本庁総合研究所より修了証が交付されますことを申添へます。

記

一、日程 令和五年七月十二日(水)

～十四日(金)

一、会場 野田神社

山口県山口市天花一―一―二

山口県神社庁

山口県山口市天花一―一―三

一、備考 研修内容、参加に関する問合せ等、詳細については大会事務局へ照会願ひます。

【大会事務局】

〒五一九―〇三二五

三重県鈴鹿市山本町一八七一

椿大神社社務所内

神道講演全国協議会事務局

電話：〇五九―三七二―一五一五

FAX：〇五九―三七二―一六六八

メールアドレス：..

shintoukouen@tsubaki.or.jp

以上

令和五年五月十七日付広国発第八号

神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼神職専用サイト掲載 教化資料デー

タ活用方推奨の件

標記の件、各神社で教化活動に資するため、左記冊子データを神職専用サイトに掲載致しますので、広く御活用戴きますやう、貴管内神職に御推奨願ひます。

記

一、掲載データ

『月刊若木』実務と教養

「暮らしの中の暦と祭礼」

冊子データ(PDF)

「節供と儀礼」

冊子データ(PDF)

A5判白黒四十頁

一、内容

『月刊若木』実務と教養で掲載した論考を冊子の形式で再編集し、

教化活動の一助とすべくPDFデータを作成致しました。神職専用サイトで掲載致しましたので、

ダウンロードして御利用下さい。

一、その他

御不明な点がございましたら、広報国際課宛に御連絡下さい。

令和五年五月二十四日付本奉発第二三三号

神社本庁総長名・神社庁長宛

▼令和五年度夏季「親子参宮団」の中止について

標記の件、例年神社本庁では、青少

年が神宮の自然や文化に直接触れる機会を設け、神宮への崇敬心を涵養し、将来の御遷宮への意義啓発を図ってゆくことを目的とした参宮計画を奨励してをります。

しかし、新型コロナウイルス感染症が未だ終息してゐない状況に鑑み、令和五年度夏季「親子参宮団」は中止せざるを得ないと判断致しました。

つきましては、貴庁管内へその旨御周知の程、宜しくお願ひ申上げます。

尚、明年の春季「親子参宮団」については、状況を見て改めて御案内申上げます。

以上

令和五年五月二十四日付研修発第二四五号

神社本庁総合研究所長名・神社庁長宛

▼令和五年 明階授与申請時の差額措置にかかる特例措置について

標記の件、新型コロナウイルス感染症の影響による、差額措置適用期間中の研修実施状況等に鑑み、左記により「階位検定及び授与に関する規程」第十六条の二に定める差額措置適用期間の特例を設けますので、お取り扱ひの程宜しくお願ひ申上げます。

記

一、対象者

平成三十年三月に明階検定合格正階授与となった者の内、令和五年三月末日時点で神宮実習・中央実習を終へ、各種研修を二・五日間以上修了してゐる者。

一、延長期間

令和六年三月末日迄

一、備考

本件適用については、対象者の研修歴及び研修実施状況等を考慮し、個別対応と致しますので、進達にあたっては、必ず事前に研修課へ問い合わせ下さい。

以上

令和五年五月二十四日付教化発第六七号  
神社本庁教化広報部長名・神社庁長宛

▼「共同社報 令和五年夏版」活用方推奨の件

標記の件、左記のデータ作製し、神職専用サイトに掲載致しましたので、貴管内神社での活用につき勸奨戴きますやうお願い申し上げます。

また、今後も各神社での教化活動に資するべく様々な資料のデータを神職専

用サイトに掲載致して参りますので、貴管内神職には本再度の閲覧登録と活用につき、合はせて勸奨願ひます。

記

一、作製物

「共同社報 令和五年夏版」A4判 カラー両面刷

PowerPoint データ

神社名と連絡先入力するだけで簡単に各神社の社報を作製することが出来ます。

左記部分の文字の入力、差替へのプリンター印刷が可能です。

(表面) 題字(〇〇神社社報

令和五年夏号)・巻頭

言・イラスト・顔写真

(裏面) 神社連絡先・コラム記事・祈祷案内

一、その他

御不明な点がございましたら、教化課宛に御連絡下さい。

(神社本庁教化広報部教化課)

電話番号 〇三―三三三九―八〇一六

メールアドレス

kyoka@jin.jahoncho.or.jp

◆◆◆教化委員たより◆◆◆

千栗八幡宮祓宜 東 孝澄

長年続いてきた新型コロナウイルスへの対策も今年三月にはマスクの着脱は個人の判断に委ねる事となり、またウイルス自体も五月には感染症の分類がインフルエンザ等と同じ5類へと引き下げられる事となりました。それに伴って、各地でもここ数年見送られてきたイベント等が再び行われるようになり、ようやく元の賑わいを取り戻してきたなど、新聞などのメディアを見て安心しております。

私の奉職しております千栗八幡宮でも、コロナ禍により三年間見送っておりました秋の例祭に伴う行列浮立の奉納と御神幸を、役員と協議の上、「今年は是非とも開催しよう」ということになりました。久しぶりの事に嬉しい反面どのような準備をしていたかなどを思い出す為に過去の資料を色々とお見せしたりと、わずか三年程の時間であったにも関わらず元に戻していくことの大変さを痛切に感じているところです。

ただこの三年間、これら伝統文化の延期や縮小、中止などがされてはきましたが、思っていた以上に「これからも行わ

ないでいい」という声は少なかつたように思えました。メディアでもコロナ緩和によりイベントを再開しているとの報道は多く、「人手は前よりも集めにくくはなったけれどもこの伝統は絶やしてはいけない」と多くの方が思っておられるようです。

祭りにしても行事にしても、伝統文化はやはり日本人の心の核となるもので、受け継ぎ守っていかねければならないもの、そして今を生きる我々は子供達などの若い世代にしっかりと伝統文化の良さを実感させてあげられるようにしなければならぬなど、このコロナ渦にて再認識させられました。

私の所属しております教化委員会第一分会では皆様の職務のお手伝いになるような様々な研修会を企画・開催してまいります。沢山の方にご参加頂き、少しでも役に立ったと思つて頂ければ幸いです。

◆◆敬神婦人会たより◆◆

佐賀県敬神婦人会事務局

去る五月十五日(月)午後二時より祐徳稲荷神社様の社務所一室をお借りして、対面ではおよそ三年ぶりとなる単位



会長会を開催しました。

会議では、昨年度の決算・事業報告並びに予算・事業計画をはじめ、本年九月十二日に宮崎県において開催される創立七十五周年記念第七十三回全国敬神婦人大会「宮崎大会」について、周年記念表彰について、および次期九州地区敬神婦人連合会鹿児島大会について審議されました。

御多端の折にも、会場を御提供戴きました祐徳稲荷神社鍋島朝寿宮司様をはじめ、神社職員の皆様には、この場をお借りして改めて御礼申し上げます。

研修修了報告

佐賀県神社庁研修所主催

▽第十四回九州地区女子神職祭式研修会

- 一、期日 令和五年五月二十六日
- 一、場所 佐嘉神社記念館
- 一、修了者

- 八坂社 祢宜 河村 カヨ
- 貝洲加藤神社 宮司 廣松 泰子
- 大窪神社 宮司 金丸 隆子

- 飯土井神社 宮司 阿部 大美
- 熊野神社 祢宜 江崎 視佳
- 日吉神社 祢宜 吉田 千春
- 熊野神社 宮司 錦戸 とし子
- 氷川神社 祢宜 西川 香代子
- 速来宮 宮司 初村 礼子
- 厳島神社 祢宜 宮内 廣美
- 菅原神社 祢宜 宮内 弥生
- 安良神社 祢宜 脇田 由佳
- 九玉神社 祢宜 長井 理恵
- 厳島神社 祢宜 宮内 るみ子
- 大木神社 宮司 藤 友子
- 正現嶽森稲荷神社 宮司 持永 圭子
- 八幡神社 宮司 楠田 和子
- 西宮神社 祢宜 松本 千奈美
- 淀姫神社 祢宜 田中 寛美
- 厳島神社 宮司 川浪 ひとみ
- 陶山神社 祢宜 宮田 彩子
- 金立神社 宮司 阿久津 奈美恵
- 綾部八幡神社 祢宜 藤崎 ますみ
- 大村神社 宮司 神崎 志津子
- 大江神大神宮 祢宜 井崎 さとみ
- 堤雄神社 祢宜 橋富 敬子
- 伊勢神社 祢宜 古川 恭子
- 八幡宮 宮司 田川 美波
- 佐嘉神社 祢宜 山下 美幸
- 佐賀県神社庁 録事 補 田中 美香



▽教養研修会(SNS研修)

- 一、期日 令和五年五月二十九日(月)
- 一、場所 神社庁二階会議室
- 一、修了者

徹島神社宮司	川浪ひとみ
高木八幡宮宮司	大島明彦
仁比山神社祢宜	朝日淳司
千栗八幡宮祢宜	東孝澄
永世神社祢宜	梶田匡祐
岡山神社宮司	栗原潔
熊野神社宮司	石橋明彦
熊野神社祢宜	石橋雅彦
鏡神社宮司	重藤薫範
唐津神社祢宜	戸川健士
妙見神社宮司代務者	戸川万里
八幡社宮司	宮崎貞克
八幡社宮司	八幡崇経
八幡社宮司	中島暢祐
値賀神社宮司	宮田彩子
陶山神社祢宜	田中寛美
淀姫神社祢宜	加志田崇嗣
伊萬里神社権祢宜	北島巖
八幡神社宮司	笠原猛
稲佐神社宮司	前田英明
祐徳稻荷神社権祢宜	前田俊二
祐徳稻荷神社権祢宜	宮崎春己
五ノ宮神社宮司	福川明成
佐嘉神社権祢宜	溝上忠秀

事務報告

佐嘉神社権祢宜	溝口裕基
佐嘉神社権祢宜	山下美幸
龍造寺八幡宮祢宜	江頭慶宣
伊勢神社祢宜	古川恭子
佐賀県神社庁録事	名和長高

【階位授与】

■藤崎 ますみ

無試験検定に依り権正階を授く

令和五年四月二十日

【任 免】

■天山神社祢宜 泉 要次

願に依り日吉神社宮司特任を免ずる

令和五年一月九日

■天山神社祢宜 泉 要次

小城市三日月町道辺字緑

兼ねて日吉神社宮司に任ずる

令和五年一月十日

■龍神社宮司 川崎 太久美

願いに依り兼職を免ずる

令和五年五月三十一日

■妻山神社祢宜 永代 優仁

杵島郡白石町大字福富下分

兼ねて龍神社宮司に任ずる

令和五年六月一日

■伊萬里神社権祢宜 加志田 崇嗣

伊万里市立花町又

伊萬里神社祢宜に任ずる

令和五年六月一日

【御垣内特別参拝許可願申請】

■土器山八天神社宮司 朝日 芳彦

・参拝日 皇大神宮

令和五年五月十三日

・員数 牛島 弘幸 他一名

■妻山神社宮司 永代 龍三郎

・参拝日 皇大神宮

令和五年五月十四日

・員数 豊受大神宮

令和五年五月十四日

・員数 溝上 信明 他一名

寄贈書籍等目録並びに御芳名

自 令和五年五月 一日

至 三十一日

・かひがね 第二〇一号 山梨県神社庁 様

・すいとく 第八二一号 竹駒神社 様

・東照宮産子会報 第八八号 日光東照宮 様

・大三島宮 第二〇九号

大山祇神社 様

・埼玉県神社庁報 No.二四四

埼玉県神社庁 様

・景仰 第七一号

常磐神社 様

・会報 神青協 第一三三三号

神道青年全国協議会 様

・社報 あつた 第二七八号

熱田神宮 様

・北海道神社庁報 第一二七九号

北海道神社庁 様

・石上 第六十六号

石上神宮 様

・千葉県神社庁 廳報 第一一五号

千葉県神社庁 様

・御即位五年 御成婚三十年

新しい時代とともに

―天皇皇后両陛下の歩み

神社本庁主事 阿部めぐみ 様

コラム

太安萬侶卿没後一二三〇〇年に想う

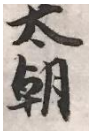
我が国で現存最古の歴史書である

「古事記」の編纂者 太安萬侶卿は、養老七年七月六日（西暦七二三年八月十一日前後）に没し、本年令和五年は没後一三〇〇年にあたります。

「古事記」は、その八年後に編纂された「日本書紀」が海外を意識した漢文で記されているのに対し、我が国の国語を意識して、漢字を以て国語を記すという試行錯誤がありながら記述されていることから、近世、本居宣長によって研究・再評価がなされ、歴史書の双璧「記（＝古事記）紀（＝日本書紀）」として認知されるに至りました。

昭和五十四年一月、奈良市此瀬町の茶畑から奈良時代の火葬墓が発見され、出土した墓誌により太安萬侶の墓であることが分かり、世間を驚かせました。

国語・国史の分野に多大な貢献をした卿の功績を今改めて偲ぶことは、斯界にも有意義であり、大切なことだと思えます。



国宝 古事記 序

(真福寺本・複製)より



所轄庁提出書類はお早めに！

(会計年度が四月一日～三月末日の場合)

■六月末までに財産目録や収支計算書を作成 (法第二十五条)

■七月末までに、関係書類を提出 (法第二十五条第四項)

■提出期限から二ヶ月後の、九月末時点で提出を怠ると、督促の実施

■更に二ヶ月後の十一月末日を経過すると「過料手続の確実な実施」となります

適切な法人運営の為、皆様の御理解、御協力をお願い申し上げます。

詳しくは五月号に同封した、総神収第一三一号「文化庁宗務課による「宗教行政の適正な遂行について(通知)」の各都道府県宗教学法人事務担当宛発出について」を御覧下さい。